

業員に對し特別手當をさるること

7、食費は從來食料品に對し余りに高く營利を目的とする下宿屋以上の食費と愚考致されるに付他の會社と比較せられ同一價額とせらるること

8、從業員を今少し世間並に取扱ふこと、言ひ換へれば借顧して貰ひたい、自重もして貰ひたい、例へば今度の中村の事件の如き場合、賤れ自らか第一に從業員を疑ひ駭き廻るか如きは自重され、他人か疑ふ如きことある場合は先づこれが外部に洩れざる様防ぎて善處する事にして裁きたい

9、從業員一人を解雇さるるにしても一應年功者にても相續に預りたし

右の通り從業員の決議により歎願候也

昭和十一年七月 日

從業員

- 平 佐 一 雄
- 方 漢 瀧
- 宮 崎 一 郎
- 大 和 義 彦
- 戸 畑 清
- 長 谷 川 義 雄
- 沖 本 政 實
- 清 川 秀 麿
- 恵 原 光 次 郎
- 細 島 守

十一 概 通

十三日夜全從業員は合宿所に集合し協議の結果歎願書を作